

第六十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三号

昭和四十六年十一月十二日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

理事 國場 幸昌君

理事 永山 忠則君

理事 山口 鶴男君

理事 門司 亮君

出席政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁交通局長 片岡 誠君

経済企画政務次官 木部 佳昭君

大蔵省主計局次長 平井 延郎君

運輸政務次官 佐藤 孝行君

自治政務次官 小山 省二君

自治大臣官房参事官 立田 清十君

自治大臣官房参事官 森岡 徹君

自治省行政局公務員部長 林 忠雄君

自治省財政局長 鎌田 要人君

自治省税務局長 佐々木喜久治君

消防庁長官 降矢 敬義君

委員外の出席者

警察庁刑事局保安部外勤課長 朝比奈仙三君

大蔵省主税局長 渡辺 喜一君

大蔵省主税局長 制第二課長 福田 幸弘君

大蔵省主税局長 制第三課長 福田 幸弘君

運輸大臣官房政

策計画官 富田 長治君

建設省道路局企

画課長 井上 孝君

地方行政委員会

調査室長 日原 正雄君

委員の異動

十一月十二日

辞任 青柳 盛雄君

補欠選任 林 百郎君

十一月十一日

自動車税の納税義務者に関する請願(谷川和徳君紹介)(第一二四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一七号)

消防に関する件

○大野委員長 これより会議を開きます。

昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員 きょうは大蔵省関係に主として聞きたいのですが、大蔵省関係でいま見えている人はだれですか。私が要求しておいた人がおいでになつていないようですが……。

○渡辺説明員 主税局の税制第二課長です。

○門司委員 局長さんは来ないのですか。

○渡辺説明員 局長は大蔵委員会のほうへ……。

○門司委員 それではちょっとどうかとも思いますが……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

○門司委員 それでは……。

れども、いまこの委員会では、地方に最も大きな影響のある今年度の交付税の問題を、政府提案に基づいて審議していることは御承知のとおりです。これの処置は一応行なわれておりますが、将来の問題について二、三気にかかるところがあるので聞きたいと思つております。

同時に、いま自治省から出てくる案の内容というものは、要するに、来年度の税収の落ち込み分を、主として起債と、それから地方の自治体の節約というふうなことで一応まかなおうとしておる。しかし、これは一時的なものであつて、毎年百三十億余りも地方の自治体に節約せよという指令は出せないと思つてゐる。いわゆる緊急の場合の一応の処置として自治省が出しておるということにはよくわかるのであります。ところが、こういう問題であるから、したがって、将来への見通しというものが一体どうなるかという、自治省は、来年度の赤字の総額は大体一兆円ぐらいだろうと言つておる。その財源は一体どこから持つてくるかというところになると、どこにもありません。結局、起債にまつ以外にない。こういう問題が一つ出てくる。

そこで、起債をするにしても、起債のしかたなどだけでも、来年度の一兆円を、何とか大部分は起債によつて片づけなければならぬが、いまの日本の起債の状態というのを見ても、政府資金の割合というものが非常に少ないですね。これは大蔵省に特に聞いておいてもらいたい、昭和二十八年度の地方財政の、ほんとうのピンチの状態にあつたときの地方自治体の起債と政府資金、いわゆる資金運用部資金と称されておる郵便貯金なり、簡保のお金というものが、総額の五四・七％くらいである。約五五％ぐらいが地方の起債に振り向けられておる。いわゆる長期で低利なお金を地方の自治体に貸し付けようというところでこれを

やつておる。ところが、そのウェイトがだんだん減つてきて、四十六年度を見てごらん下さい。その政府の手持ちのお金が三兆六千億ある。それで、地方の自治体に貸し出したのは六千四百億でしよう。一八％なんです。年々こういう形で来ている。その他のものは一体どこで埋めておるかという、地方の自治体はみんな、期限の短い、利息の高いお金ですつと埋め合わせてきておる。それが今日の地方財政が赤字を生む一つの大きな原因になつておることはいふまでもない事実だ。こういう問題に対して、大蔵省は一体どう考えておるかという事です。これをこころではっきりひとつ答弁をしておいてもらいたいから、私は主税局長に来てくれと言つておいた。その割合をどうするか。二十八年と同じように戻してくれば、大体来年は一兆円の赤字といつても、政府が責任をもつて、とにかく政府資金で何とかまかなえるというところになれば、結局利息も一番安いし、償還年限もわりあい長く、地方債よりは三倍以上長い。地方債は一体何と云つて五年か七年のものであつて、そんなに十五年、二十年というわけにはいかぬ。こういう地方財政全体のワケをどうと考へてくると、こころひとつ来年度の地方財政をどうするかというところについては、交付税の落ち込みはもうわかつたことだし、それから税収が減るということもわかつたことだし、そうすると、残りのものは、さつきからよく言つておるように借金以外にない。その借金のしかたが、将来の地方財政に非常に大きく影響してくるということである。こういう点に對する大蔵省の考え方を、この際はつきり聞いておきたいと思つておる。

○渡辺説明員 先生のおっしゃること、私個人としてはまことに何もかも考えるわけでもない、さすが、どうも私の所管外のことではない、まして、

この席で大蔵省の考え方を述べるといふわけにはまいりませんのでございしますから、よろしく御了承を願いたいと思ひます。

○門司委員 局長もだれも出てこない。大蔵省がだれも出てこないということになれば、これ以上論議したつてしょうがありません。だから、自治省の次官なり委員長にひとつこの点は十分聞いておいていただきたいと思ひ、それから、同時に、自治省からの答弁を求めておきたいと思ひますが、いま申し上げましたような地方財政の非常に大きな逼迫、ちやうど昭和二十八年と同じような形が出てきておる。ところが、昭和二十八年と形の違いはどこの違いかというところ、来年度の地方財政の落ち込みというのはいま昭和二十八年のときには、おしなべて大体地方財政がいけなかつたという形が出ておりました。ところが、今度の場合は、必ずしもそういつておらないところに一つは、御承知のように、アメリカのドル防衛からくる産業別の地方の自治体及び影響というのはいまきわめて大きいのであつて、たとえば繊維産業が、いま政府が言つてゐる十万台の機械を買い上げるといふことになれば、一体十万台はどこのことを買ひ上げるのか私にわからぬが、とにかく買い上げるといふことになれば、それだけ産業が縮小されるということである。そうすると、そこに働いてゐる労働者はむろん首になるでしようし、地方財政に及ぼす影響というのはいま法人事業税というやうなものとはほとんど望み得ないということになつてくる。しかも、これらの産業は、いずれも地場産業として発展した日本の産業であります。大きな紡績会社でできたというののも一つのポイントではあります。しかし、日本の繊維産業は、大体が地場産業として伸びてゐるということは隠せない事実である。したがつて、いまでも同じような経路をたどつておる。そうなりますと、たとえば一つの市、一つの県というやうな形にすれば、具体的に言ひならば、栃木県なら栃木県に一つの織物の産業があることは事実であつて、いず

れも地場産業から発展をいたしておりますから、非常に小さい。あるいは福井においても同じことであり、愛知においても同じことである。どこに行つても農業と関係した一つの産業であつて、いわゆる綿と絹糸という、糸に関係した産業であつただけに、非常に地場産業として伸びてきてゐる。この地場産業として伸びてきてゐる形の中で、そういう中小の業者が破産し、やめなければならぬということになりますと、全体的に一兆円のワケというものはあるかもしれないけれども、詳細に一つ一つ調べてみると、きわめて深刻なものが出てくるわけでありまして、ほとんど町ぐるみ全滅しやしないかというのが出てくるわけでありまして、これは何も繊維産業だけでなく、たとえば新潟の燕市は、市全部がどうにもならない。市役所もどうにもならない。これは至るところにそういうものがある。あるいはおもちゃの産業であるとか、あるいは大きな造船産業については、その大騒ぎはしてないやうですけれども、これも一つの産業、たとえば兵庫県の相生のやうなところはIHIの会社でほとんどおる。人口四十五万の中で、大体八割くらいはこの会社に関係しておると言つてもちつとも差しつかえない。したがつて、その造船がどうにかなるということになると、町全体がだめになつてしまふ。これは二十八年来のわが国の地方行政の恐慌状態とは違つた形の、非常に混乱した形の地方財政の様相を呈してゐるということである。

そういう特性を持つておることが考えられると、さつき申し上げましたやうに、国の財政援助というのはいまきわめて冷淡であつて、そういうやうに三兆六千億もあるというのに、わずか一八分くらいしか貸し出してない。しかも、この資金のほとんど全部と言つていいほど地方住民の貯蓄なんです。税金ではないのです。地方住民がみずから生活の節約をして、自分たちの将来の生活に備へるために貯蓄をした、その金が全部国に吸ひ上げられてしまつて、地方の自治体には使われていないという理論的な都合を、大きな声で責

めようとは思ひません。しかし、問題は、自治体についての考え方をそこに及ぼさないと、私は、来年のピンチは切り抜けられないと思ひます。そこで、その問題に対する自治省の考え方と、それからもう一つは、そういう次元でありますから、交付税でこれをまかなつていこうとする場合に出てくるものはどういふことかというところ、財政需要と収入とが非常に大きなアンバランスを来ますというところが事実である。したがつて、いままでの交付税の配分方式でよろしいかどうかということになる、私は問題が出てきやしないかと思ひます。これは市町村、県も同じことでありまして、こういうことについて自治省の意見があるなら、この際自治省の意見を聞いておきたい。

○鎌田政府委員 来年の財政の見通し、あるいはそれに対します財源手当てをどうするかという点につきましても、ただいま御指摘のやうなことが最も焦点になつてくるだらうというふうに存じます。ある程度起債に対するウェイトというものは高くなつてくる。その場合に、現在でも、御指摘のとおり政府資金の充当というものが少ないではないかということ、毎年その充当率を上げるという努力を私どももしてきておるわけであつて、今度の暮れ、当面の財源対策におきまして、二千五百億余りの地方債需要の中で、千六百億の政府資金を充当するということに努力をいたしましたのも、やはり、比較的弱小団体に公債費の負担がかからないやうにということに努力をしたつてもあります。明年度かなりのウェイトが地方債にかかるといふことになりまして、当然、政府資金の割合というものを大きくしてまいらなければならぬ。あるいは、それができないという場合でございしますれば、それに対応する別途の財源措置というものを講じなければ、地方債の消化それ自身に難澁するのであらうということにございまして、その点は、御指摘の線に従ひまして明年度の財政対策を講じたいというふうに考えております。

それから、第二の交付税の配分方式というものについても根本的な検討を加へるべきではないかという御指摘でございしますが、来年度の交付税の総額の確保をいかなる方法によつてはかるかというところが、おそらく来年度の財政対策の最重点になるだらうと思ひます。いままでのやうにいたしてしまつても、伸びは、いままでのやうにはそう期待できないということになりますと、明年度の交付税の配分につきましても、かつて、昭和四十一年におきまして、交付税の伸びが少なくて、特別事業債を出したわけであつたが、そのときには投資的経費にかかるところのいわゆる事業費補正というものをやめまして、起債のほうへ全部振り向けていった、こういう形の操作をしたことがございしますが、そういう過去の経験等を織り込みまして、交付税の配分についても一くふりをしなければならぬというふうに考へておりました、目下検討中でございします。

○門司委員 私は、当然そういうことになると思ひます。そこで、さつきから申し上げておるやうに、従来の財政需要という形の上の配分はもうできなくなる。それをカバーしようとするれば、この際大蔵省に腹をきめてもらわなければならぬのは、交付税率の三二%を、四〇%なり、あるいは四五%に上げる以外にない。そうしなければ、来年度の地方財政計画の中で、いままでのやうな交付税にたよつた財源の配分はとてまできなくなるのじゃないかというやうなことが考えられる。したがつて、所得税は減税をするという、国としては非常にいいさいのいい処遇なんだけれども、そこからくる地方財政に及ぼす影響というものはきわめて大きいのであつて、これはやはり政府の責任、大蔵省の責任でひとつ理めてもらひたい。これは何も地方自治体のみからの招いた財源不足じゃないのであつて、政府の施策による。しかも、繊維協定なんというものは政府がかつてにやつたことで、かつてにやつたと言ふと政府はおもろくは聞かないで政府間協定ということであつて、そういうことがきめられておる。とするならば、そ

二%をふやす以外に私は手はないと思う。こういうことを一体大蔵省は考えておるかどうか。それをいまのところ聞いたって、答弁ができなければ言うだけで言いっぱなしですが、事實上、実態としてはそういうことがこの際考えられる状態であつて、一方においては、起債の問題をどう解決するか、どう始末するかということだが、一方においては、交付税をふやす以外に今日の地方財政のピンチを切り抜けるわけにはいかぬのじゃないか。しかも、その半分というか、ほとんど全部は政府の責任であつて、地方の自治体がこれを背負う筋合いは毛頭ないのである。その反面に、いままで論議し尽くされておりますので、私からは申

それは、先ほど大蔵大臣が発表いたしましたものの中で、税制調査会の答申に基づいて、できるだけ直接税を少なくして間接税に移行するという方向を、はっきり出したわけではありませんが、大体出しているようです。それにこたえて大蔵大臣は、付加価値税を検討しておるといふ発表を、いつからやるとははっきり言っておりませんが、なされております。ここにまた地方財政としては一つの大きな問題が生じてくるわけであります。本来、付加価値税とはどういうものかということを中心で議論することでもいいかかと思ひますけれども、御承知のように、付加価値税というのは、昭和二十五年に日本にできた税法であります。と

し上げないが、何か景気の刺激のために公共事業を興すなどという妙なことを言われておるのであります。景気が不景気であらうとなかろうと、人間の生活環境を整備するのはあたりまえのことであつて、不景気だからそつちへ出して少しやつてあげようというのは、政府は何を考へておるのかちつともわけがわからぬ。そういうことを口実にして仕事を出す。国のほうは、公債をするのに何もたいして困難はないのですからね。露骨に言へば、こつしは日銀が引き受けないなんて言つてゐるようですが、これを日銀引き受けにでもしてごらんさない。政府は痛くもかゆくもない。そういう形で、政府のほうは財源措置は幾らもつく。しかし、地方の自治体が、政府の施策に基づいて非常に困らなければならぬ事態は来年だけではないと私は思う。これからずっと二十八年度と同じような状態が起きると思うのです。来年度の地方財政計画は、ここで腹を据へて政府がやつてくれないと非常な問題を残しはしないかということですよ。いまそういうことを答弁がでなければ、言ひっぱなしでいいと私は思います。何か、理財

ころが、講和条約が発効すると同時に、こんなばかばかしい税金はやめておこうということで、結局、アメリカさんの圧力でできた税金でありましたから、おもしろがなくなつたから、日本の政府といふか、国会の自主性で、こんなものはやめてしまふということから廃止になり、一ぺんも実行はしなかつた。そのときにちょうど、この取り扱ひが、当時、いまの地方行政委員会にかけられておりましたので、私はとことんまでこれは審議をして、一番最後にはマッカーサーのところまで直訴するといふような事態まで起こして、この税金はあまりおもしろくない税金だからやめてくれといふことを話した記憶がございますけれども、この税金は実にやつかない税金であつて、どんなものが出てくるかわかりませんが、これには幾つかの種類がありますので、直ちにこの前のようなものが出てくるとは考えませんけれども、幾つかの問題があらうと思います。

それにしても、直接税が減つていつて間接税がふえてくるということになつてまいりますと、当然交付税額は減るということになる。そうする

たいのです。

○小山政府委員 大蔵当局のほうから本来申し上げるような事項のように私も考えておりますが、自治省側としての考え方についてお答えを申し上げます。

付加価値税につきましては、税制調査会においていろいろと検討され、研究をされておるようでございますが、まだ、私どものほうに、これに対して正式の問い合わせがあったわけでもございません。したがいまして、調査会における検討等を勘案いたしまして、私どものほうでも内部的に多少の検討はいたしておりますが、今日の段階において、これを公式にどうこうということまでまだしません。

もう一言だけ次官から聞いておきたいと思ひますけれども、いま申し上げましたように、交付税率の三三％をこの際上げる必要があると考えておりますが、この点に対する所感をひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○小山政府委員 いま門司先生御指摘のように、明年度におきます地方財政の状況はまことに困難でございます。いまから予測することはちよつとむずかしいのはございますが、私ども、来年度の地方財政を考えます場合に、やはり日本の景気の見通しというものを的確にとらえなければならぬというふうに考えておるのでございます。

だ進行しておられないような状況でございます。

○門司委員 大体これで約束の時間になろうかと思いますが、もう一つだけ突っ込んで聞いておきたいと思いますが、いま申し上げましたように、交付税の税率が現状のままでは、来年度の地方財政のそうした特殊の落ち込みがあるということであって、これを特交でまかなうというわけに私はなかなかないと思う。そういう筋合いのものではなかなかないのではないかと私には考えられる。そうして、これはあけて政府の責任である。将来こういう形はずっと続いていく。同時に、さっきから申し上げておりますように、直接税を安くしていこうという大蔵省のお考えだとすると、この際、どうしても税率を上げるといふこと以外にないのではないか。付加価値税をそれでは全部地方にまかせるといふなら、これはまた一つの考え方ではありますが、しかし、この税金はまかせられたところで、これをやろうとすれば、結局、いまの事業税のようなものができるかというところであって、税制のからみ合わせが私は当然出てくると思うのです。そこで議論がかなり行な

実態を申し上げますれば、本年度の当然起こる給与改定によりますところの平年度化により、四千三百億ほどの純増もございます。さらに、沖縄の特別交付金等、まだ予算要求でございますが、これが六百三十億、本年度の景気の後退によって交付税の落ち込み等が千二百八十億、これらを勘案いたしますと、私は、来年度地方財政を考えます場合に、交付税というものの配分比率ということが当然問題になるような感じがいたすわけでありま

す。しかし、これはかかって今後の日本経済の動向いかんによるものと私は考えております。

したがって、この不況が相当長期にわたって持続するような見通しでありますれば、当然何らかさような面を手をつなげなければならぬと思いが、いま政令でもできるだけ景気の回復に努力をいたしております。また、この不況が短期間にとどまるということになりますれば、何らか一時的な財源補給によって当面を切り抜けるということに相なろうと思っておりますのでございまして、私どもとしては、まだ交付税の配分比率にまで大蔵当局と相談をいたしておりますが、それらの事態は十分

考えながら、今後地方財源の獲得に善処をいたしたいというふうに考えております。

○門司委員 さつき私はちよつと皮肉なことを申し上げましたけれども、これはあまり理解されてないようですね。景気が落ち込んでおるから公共事業をやるといふことで政府がお金を出すといふことは不都合だと私は申し上げたのですが、この裏をひつと考えておいていただきたいのです。地方財政需要というのは、住民の環境整備のためにこれからどれだけの金がかかるかといふことを、いつか自治省が試算したことがありますが、とんでもない、百何兆円という金がかかるということでありましたけれども、そういう財政需要が、景気がいいからとか悪いからといふことを離れて、地方自治体としては実際にあるのです。自治省の試算で百一兆くらいあったでしょう。そういうものの一つのプランといふか、絵にかいたものがあるはずである。それに近づけなければならぬので、いままでの政府のやっていることは、不景気の刺激剤で地方の公共事業をふやそうなんという不都合なものの方だ。いまの次官のお考えの方に、不景気だからそうやっているもので、景気がよくなればもとに戻すといふことでは、それこそ百年河清を待つようなものであって、地方の環境整備といふものはできないわけなんです。ですから、そういう政府の不都合な態度というものは、この際それは不都合だといふことで押えておいておく。そうして、財政需要といふものがそういうことでだんだん多くなるのはわかったことなんです。財政需要と、住民の生活環境整備のために、いまの三二％では、実際分け方が少ないと私は思っているのです。にもかかわらず、来年度はそういう乱調子になるというところは、これはあるいは来年度一年の現象かもしれない。あるいは再来年度までも続くかもしれない。あるいは長い間続かないかもしれない。いずれにしても、来年度乱調子になるが、財政の部分的な落ち込みとかない問題とは離れてこの際考えていただかねばならぬ。この際、大

蔵省のえらい人が来れば、その辺をよく話して、政府の考え方を改めてもらおうと思つてゐるのです。財政需要の見方が、まるで、景気が不景気だから公共土木をやらせるなんて——公共事業といふのは、好況であらうとなかろうと、下水は下水でやらなければならぬでしょう。不景気だから下水をやらなければならぬという理屈はどこにもないのである。そういう政府のものの考え方を要するに、自治省は、この際、ことしはほんとに思い切つて腹をきめていただかねと、将来えらいことになると思つてゐる。日本の産業がいままでどおりにいくはずもございませんし、それから同時に、最も大きな問題としてここで考えなければならぬのは過疎地帯であります。税収はほとんど上がつてこないが、しかし、住民の生活意識といふものはずっと向上してゐて、都会と何ら変わりがなく生活意識が向上しているから、それに対応するにはどうすればいいかといふことです。

これ以上きくは私は議論いたしません。きくは大臣はおいでになつていないようですけれども、次官からひとつ十分御注意を願つて、そして二十八年の次のようなことがないようには——もう今度はあれ以上やれませんか。町村合併をこれ以上進めろといつたてなかなかできやしませんし、財政が困るからといつて、あの当時のような形で大きく負担するわけには私はなかなかないのじゃないかと考える。と同時に、地方財政といふものは、悪い事態がずっと出てくるということが恒常化してきた。この辺をひとつ考へておいていただきたいといふことを申し添へまして、ちょうど約束の時間になりましたので、私はこれで終わります。

○大野委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 最初に、昭和四十六年度の今回の財源措置の問題について若干お尋ねしたいと思ひます。

その前に委員長に申し上げておきますが、沖縄返還協定特別委員会あるいは沖縄及び北方問題に

関する特別委員会の審議がありますので、自治大臣のお忙しいことはわかりますけれども、しかし、先ほど来門司先生が言われたように、いまだかつてない地方財政の危機、これに対してどう措置をするかという議論をいたしますときに、自治大臣がさっぱり姿を見せぬといふことは私は遺憾だと思ひます。したがつて、これはやはり大臣の時間をいづれかの機会にとつていただきまして、ひとつ大臣に対してお尋ねできる機会をぜひともつくつていただきたい。お願いを申し上げておきます。

○大野委員長 御趣旨よく承知いたしました。

○山口(鶴)委員 さて、今回、国税三税の減収分七百四十六億円、これは財投から特別会計が借りて地方に配分するといふ形になつております。また、千六百五十億円の減収分に対する五百二十八億は一般会計から入れておるようでありまして、国税三税の減収分については一般会計から入れておる。また、給与改定七百億、節約を見込みまして交付団体分五百五十億、これにつきましても借り入れであります。政府とすれば、できるだけ公債発行の額を小さくしたいといふような、きわめて政策的な面からいふ措置をとつたのかとも思ひますけれども、私はやはり筋が違ふと思ひます。四十年不況の際には、少なくとも、国税三税の減収分については一般会計から入れて措置したはずであります。なぜ今回はそれをやらなかつたか。この点まずお伺ひしたいと思ひます。

○鎌田政府委員 昭和四十年のときの措置と今回の措置と違ふといふことについては、まさにそのとおりでございます。昭和四十年のときは、御案内のとおり、交付税の計上額を減額しないといふことで、一般会計から金を入れて、それにつきまして、当時の大蔵大臣と自治大臣との間で、俗に申しますいわゆる出世払いといふもので、俗なことばで申しますと証文が一札入りまして、その出世払いの証文の解釈、扱いをめぐるいろいろな紛議があつたことは御存じのとおりでございます。これは議論にならうかと思ひますけれども、

国税が減収になる、もしそれが予算編成前でございまして、当然、その減収後の額に對して三二％といふものが交付税としてあがるわけでございますので、理論的には、その交付税額といふものが減額に法律的にはなるわけでございますけれども、しかし、現実問題といたしまして、すでに年度の半ばを過ぎまして、この段階で、地方団体に参りますところの交付税額といふものの手取りを減らすわけにはまいらないといふことから、そのための財政上の操作といたしましては、一般会計から入れるか、あるいは交付税特会で借り入れをするか、そのいづれかの方法があるわけでございますが、私どもの考え方といたしましては、地方団体に参りますその手取りといふものを減らさない、しかし、運用部資金から特別会計が借りる、借りて、そのあとといふものは、きつちり年次計画をもつて償還をしていったらいいのじゃないだろうか。要するに、地方団体サイドに立つてみますといふと、それだけの交付税といふものが確保せられるといふことでございまして、いまの交付税特会借入れといふ形をとつても支障はないのではないだろうかといふ考え方にとつたわけでございます。

○山口(鶴)委員 大蔵省の平井さんがまだ見えていないようですから、そちらのほうはあとに譲りますが、特に、四十年の措置に比べて、実質的にも形式的にも後退していることは事実であつた、こういう点は私も非常に遺憾だと思ひます。特に、公債発行の額を見せかけに小さくするためにいろいろつまらぬ操作をしたといふことになれば、国会をなめた考え方でありまして、これはまた私どもとしては非常に遺憾であるといふことを申し上げておきます。

次に、公共事業の追加実施千五百二十二億円の問題ですが、これも先ほど来門司先生がお触れになりましたが、地方財政を景気調整の役割にするといふことは誤りだといふことは私どもかねがね主張いたしてまいりました。いかなるときであ

ろうと、少なくとも、国として、住民のために拡充すべきナショナルミニマム、また地域におけるシビルミニマム、これをやはり達成していく、そうして福祉社会をつくっていくということが自治体の任務だと思ひます。

さて、性格はまあそういうことでありますが、当然、国が景気浮揚対策として公共事業を追加したんだ、それで起債を千五百二十二億円、そのうち八割は利子の安い政府資金だ、こういうことなんでしょうけれども、しかし、国が景気浮揚対策のために、いわば公共事業を地方におつつけたわけなんですから、当然、これに対する元利償還というものは国が見るべきではないか、私はかように思うのですが、この点はいかがですか。

○鎌田政府委員 俗に、景気浮揚のために公共事業の拡大をしていくとか、地方負担がふえたとか、こう申しておるわけでありましてけれども、今度の公共事業の追加の対象として取り上げられておりますものにつきましては、本来、地方団体が地域住民の需要に応じて拡大していかなければならぬ生活関連道路でございますとか、あるいは下水道の整備でございますとか、あるいは住宅、義務教育施設、こういったものがあるわけでございます。これはやはり国と地方とが互いに金を出し合つて施設を整備していく、こういうものの一環として把握すべきものではないだろうかというふうに考えるものでございます。したがって、それに伴います地方団体の負担につきましては、これは本来国がやるべき仕事を地方団体に委ねてやらせるのだから、全額元利補給すべきだという考え方は私どもとておらないわけでございます。地域住民の生活に直接受益をする面もあるわけでございますので、地方団体としての財政負担というものは底分のものですべきであります。その場合に、財源が枯渇しておるときでございますので、全額地方債を充てますと同時に、政府資金をできるだけこれに充当するということ、この消化の促進と、地方団体の後年度の財政負担を減らしてまいり、重くしないようにする、

こういう配慮をしたわけでございます。もちろん、それと合わせて、毎年、地方財政計画におきましては、御指摘のとおり、景気がよからうが悪からうが、やらなければならぬものを、いわゆる単独事業系統で、一般事業費、特別事業費あるいは過疎対策等の事業費、こういうことで毎年二割程度ずつふやしてまいっておるわけでございます。両方相まって、やはり地域の生活環境を中心に充実をはかつておることに相ならうかと思ひます。

○山口(鶴)委員 とにかく、四十年不況のときには、先ほど申し上げましたように、いわば出世払いといひますか、一般会計からの繰り入れの措置をとつた。それから四十一年の不況対策におきましては、公共事業に対する起債については、元利償還の措置もとつた。そういうことから見ますと、それより深刻な今次不況に対しては、いずれの措置も当時から見ると後退をしておるというところについては、私は非常に残念に思ひます。いろいろ理由はあつたかもしれませんが、とにかく後退をしておる事実は間違いないわけなのであります。これは、少なくとも昭和四十七年度の対策においては、少くとも昭和四十七年度の対策をいたしていただきたいと思ひます。

そこで、明年度、昭和四十七年度の地方財政対策についてお尋ねしたいと思ひます。巷間伝えられるところによりますと、明年度の地方財政の財源不足は九千億円、あるいは一兆円、こういうふうに言われております。このような深刻な地方財政の危機に對して、先ほど、門司先生は、交付税率は当然引き上げるべきだというお話をされました。私も同様の態度であります。沖縄返還が実現をするという要素も考え合わせますならば、少なくとも交付税率は三五%ぐらいに引き上げるべきであるというふうに、私どもとしては政府にも申し入れをいたしております。交付税率の引き上げはもちろんであります。その他、昭和四十一年の対策においてとりました以上の各般の措置をとることが、時間がありませぬからこまかいこと

は申しませんが、必要だと思ひます。これに対する決意という、当然大臣にお尋ねしなければならぬわけでありまして、大臣がおりませぬので、政務次官からひとつ御決意を承つておきたいと思ひます。

○小山政府委員 いま御指摘になりました交付税率の引き上げにつきましては、そういう方向で、自治省としては全力をあげて解決をいたしたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 交付税率を上げるだけでは、一兆円を穴埋めすることはできぬと思ひます。ですから、こまかいことは申しませんでしたが、四十一年の不況では、交付税率も引き上げ、それから地方税の減収に対する措置をするとか、あるいは、三三%引き上げでも、なおかつまだ交付税が足らぬ、それに対する穴埋めをどうするか、各般の措置を講じて、やつとこさつとこ切り抜けたという状況だつたと思ひます。したがって、今回も、交付税率の引き上げを考へることはもちろんであります。それ以外の各般の措置を講ずる必要があるという点を申し上げたつもりであります。大蔵省の平井主計局長もお見えてあります。明年度の深刻な地方財政危機に對して、大蔵省は一体どうするつもりですか。

○平井政府委員 先ほどから御指摘がございまして、かなり大きな額に達するであろうということ、これは推測いたしておりますが、ただ、現在のところ、まだ未確定要素がきわめて多い。たとえば、経済見通し等もまだ立っておりませぬし、また、地方につきましてもいろいろ御検討中の要素も多いというふうなこともなつておりませぬ。私どもといたしましては、御指摘のような点は十分検討しなければならぬと思つております。基本的な財源といたしまして、確かに、四十一年度の際においては、そのような国から地方に対するかなり手厚い措置をとり得たわけでございますが、来年度におきましては、率直に申し上げて、国の状況

からいたしましても、非常に予算の編成がむずかしいという状況にございまして。

御承知のように、景気停滞のために租税収入の伸びは多くを期待できないというふうな状況にもございまして、一方で、景気対策のための国の施策が望まれるというふうな状況でもございまして、国も、来年度の財政運用にははた困難であらうというところであります。国、地方ともきわめてむずかしい事態に立ち至るであらうと考えておるわけでございます。こつと一段階においてどのような施策が考へられるかという点については、私どもといたしましては、まだ結論を得ておりませぬ。率直に申し上げるならば、四十一年度の当時のような考え方で進むかどうかは、かなりむずかしい問題ではないかというふうに考へております。

○山口(鶴)委員 時間もありますから、私はこれ以上申しません。

委員長にこれはお願いしたいのですが、地方交付税のこの法律が上がりましたあとも、明年度の地方財政の危機は深刻であると思ひますので、これらの問題を主眼とした論議をする機会をぜひつくりたいと思ひます。そこでさらに掘り下げた質問をいたしたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○大野委員長 承知いたしました。

○山口(鶴)委員 そこで、具体的な問題をひとつ聞いておきたいと思ひます。

昭和四十五年、資本金一億円以上の法人に對して臨時措置を行ないました。これによりまして、住民税の法人税制が実質的に一・七五%引き上げられたわけでありまして、昭和四十六年度のベースで、これによる額が約百六十億円、また、国税においては、臨時措置をいたしますものが交付税にはね返りますので、これを合算いたしますと、約五百億円程度の地方に對するところの財源が臨時措置として確保されております。聞くところによりますと、財界等におきましては、深刻な不況だ、したがつてこの際この臨時措置ははずせ

というような声があるやに聞いております。これに対する自治省のお考え方は、そんなことは断じてならぬというお気持ちであることは佐々木さんに聞くまでもなく、わかっているような気がいたしますが、そこで、大蔵省は一体これについてはどうお考えでありましょうか。

○福田説明員 来年度適用期限が参りますが、社会資本の充実、これは相当な規模に達すると思えます。それから、社会保障の充実その他、財政需要も相当強い状況下でございますので、この一・七五につきましては、大蔵省としてはできるだけこのまま存続したいというふうに思っております。

○山口(鶴)委員 けっこうです。ひとつ、財界の圧力に屈することなく、堅持をしていただくことを強くお願いをいたしておきます。

次は、深刻な都市問題、わけでも、その中で最も事態が窮迫をいたしております地方公営企業、公営交通の問題について幾つかお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、自治省にお尋ねしたいと思うのですが、私どもがいたしました四十六年度の「地方財政の状況」を拝見いたしますと、交通事業におきましては累積欠損金が千三百三十一億円に達している。昭和四十五年度の決算もすでに出ておるはずだと思ひますが、それによりまして、約一千六百億円に達する累積欠損金を出しているという状況のようであります。よく、三Kと申しまして、国鉄の赤字が問題になりますけれども、全国網の目をめぐらしておるあの国鉄の累積赤字が、昭和四十五年五千六百億円と聞いています。国鉄の累積赤字が五千六百億円。一部の都市で実施されております都市交通事業の赤字が一千六百億円ということ、私は、公共交通の会計というものが非常に危機に瀕している、国鉄以上の危機的状態にあるということを、その数字からも感ずるのであります。

さて、このような数字は、若干違いがあればあつて鎌田さんからお答えをいただきたいと思ひます。

すが、少なくとも、昭和四十一年、公営企業法を改正いたしました。赤字をたな上げをいたしまして再建に乗り出したわけでありまして、横浜を除いては、おおむね再建期間は七年でありまして、やがて再建計画が終わるのを間近にした段階に至っているわけでありまして、そういう中で、これは極めて危機的な赤字を出したということ、私は、当時の公営企業法の考え方、その後の再建計画、政府全体としての都市交通に対する対策というものがきわめて不足だったということとをこの数字は物語ると思うのです。何ゆゑ公営交通の再建は失敗をしたのか、この点の御反省があれば、まず鎌田さんからお伺いしたいと思ひます。

○鎌田政府委員 実は、私、その昭和四十一年の地方公営企業法の改正の際の担当の参事官でございます。公営交通を中心にして、公営企業の財政再建というものについては、終身身をもつて当たつてまいつたわけでございますが、率直に申しまして、いま御指摘のように、あの当時、たしか、六百億の赤字を再建債へ振りかえて、その利子補給をやるといふことで、それと同時に、公営交通の中におきまして、路面電車の撤廃、あるいはワンマンカーの採用、あるいは人件費に關連いたしましての各種手当等の整理、そういう内部の合理化も徹底して行なわれてきたと私は思ひます。ところが、その後発生した累積欠損金というものが、いま御指摘になりましたように千六百億といふものでございまして、実はいささか暗然としておるところでございます。

この原因をいたしましては、一つは、路面電車を撤廃いたしました。その路面電車にかかる赤字の消しようが結局ない。頼みのバスがやはり乗客が減つておるわけでございます。バス自身が赤字を出してゐる。実は、あの計画の当時には、将来、バスの事業に転換することによって、その路面電車の赤字といふものも逐次解消していくといふことを考へておつたわけでございますけれども、その路面電車の赤字解消のめどが立たない。

それから、バス事業自身について、収入は上がらないけれども人件費、金利等は上がつてゐる。それから地下鉄も同様、やはり建設費のコストといふものが非常に上がつてゐる。こういふたものもろの要因が累積をいたしまして千六百億の赤字を生ずるに至つたといふことでございまして、これは、いま御指摘のとおり、現在せつかく再建期間中でありまして、再建期間が完了いたしました段階で、もう一ぺん、根本的に、第二次の財政再建といふものの方策を、国全体、いわゆる総合交通体系の中で、都市交通、公営交通の位置づけも行ないながらやつてまいらなければならぬだろうといふふうに考へておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 過般の委員会で、私、公営交通の問題を若干取り上げまして、小山政務次官の御見解も承りましたが、現在のこの深刻な状況、再建計画の失敗という現実を見ますならば、独立採算を強制するだけではこの公営交通の問題はもう解決できないといふ小山政務次官の先般の御答弁は、まさにそのとおりだと私は思ひます。また、過般、鎌田財政局長に私がお会いいたしましたときに、この問題をいろいろ話しましたら、やはり、財政面からこの問題の対策を考へても、これだけではどうにもならぬ、そういう時期に來ておるといふことは、鎌田局長もお認めになつた次第であります。

さて、そこで、政府におきまして臨時総合交通問題閣僚協議会というものが設置をされました。幹事役は経企庁のようでありまして、大蔵、農林、通産、運輸、建設、自治、さらに官房長官、総務長官及び国家公安委員長、これらの方々を網羅する協議会で、総合交通体系の問題についていろいろ御検討しておるということをお承りしております。そして、現在、運輸省におきましては、運輸省の諮問機関であります運輸政策審議会がまためた総合交通体系のあり方、それからさらに建設省におきましては、総合交通体系についての見解、それから警察庁では道路交通管理についての意見書、こういったものを各省まとめられまして、さら

に経済企画庁におきましては、総合交通政策試案というものを作成しつづつあることを承りました。各省が作成されましたそれぞれの意見書、試案、考え方というものを拝見をいたしたわけがあります。

そこで、これらの問題についてまずお尋ねをしたいと思ひますが、路面電車を撤去してバスにした。そして、路面電車の累積赤字があつたわけでありまして、それらバス等何とかな赤字を解消していこう、自治省としてはそういうお見込みのようでありました。しかし、バスはかつて時速十七キロあるいは十八キロ、場合によつては二十キロぐらいで走れたと思ひますが、現在はまあ時速十一キロあるいは十二キロ、場合によつてはさらにおそいといふような状態にまでいま現状は落ち込んでおる。そういう中で、バスの関係の赤字もどんどんと累積している。一方、地下鉄を掘れば、地下鉄は建設費が非常に高いわけでありまして、資本費の元利償還のために、これまた財政を圧迫している。こういう現状だろうと思ひます。

そこで、これらをずっと拝見をいたしたのであります。建設省のものを拝見いたしました。それから運輸省の資料を拝見いたしました。警察庁の資料を拝見いたしました。いずれも、公共輸送優先、大量輸送優先といふものをやはり実現しなければならぬといふことは、たいへんみんなよく書いていたおるのであります。ところが、それでは現実、全国で、優先レーンなり専用レーンなりといふものが一体どの程度できているかといふと、東京都ではまだ専用レーンがないでしよ。優先レーンが若干ある。今度の御計画によれば、わずかに八十八キロ、朝七時から九時、それから夕方五時から七時ですか、専用レーンをわずかにほつぽつ引こうかといふような計画ができたという程度だと聞いておるわけでありまして、警察庁のこの資料を見ましても、いま私が申し上げたようなことがたいへん書いてあるわけですね。問題は実行ではないかと思ひます。結

○後藤田政府委員　公営企業の赤字の問題、これをどう考えるかということはきわめて重要なことだと私は思います。しかしながら、発想のネックは、私どもはさように考えておりません。問題は、今日の多くの交通需要に対して、安全で、しかも快適で、十分な交通サービスをどのように提供するかという、その発想から出なきやいかぬ、かように私は考えております。その結果、今日の交通実態から見れば、やはり大量の公共交通機関の優先ということにならざるを得ないと思ひます。さらに、その結果が、今日の公営企業の赤字の解消にも結果としてはつながつてくるであらう、かように考えております。

地元の意見、あるいは知事、市町村長等の意見
 こういふような関係者の意見を十分に聴取しながら、無理のない形でやろうということで、今日、東京その他で、そういう優先レーンなり専用レーンなりの設置にぼつぼつ着手しつつあるということとで、今日、キロ数が少ないから云々という問題ではない。やはり、私どもは、そういう基本線に乗つかつてやっていきたい。なお、その場合に、私の基本方針は、まず最初に優先レーンのほうから入っていきたい。そしてその結果を見ながらさらに専用レーンに進んでいく。かような方針で臨んでおるような次第でございます。

○山口鶴委員 後藤田さんのおっしゃるように、大都市交通をどうするかということから発想すべきだという御意見、まさにそのとおりです。そういうことは当然踏まえた上で、いま当面する公共交通の危機があるじゃないかという意味でお尋ねをしたわけです。

さてそこで、ヨーロッパの都市等へ行きましても、時間帯によるところの規制、それからトラック等に対しましての車種別の時間帯による規制等、いろいろくふうをして努力をいたしております。そこで、私が感じますのは、ロンドンへ行きます。そして、パリへ行きます。そして、自治体の中で、

はどうかあるべきかということを、自治体が中心になって立案し、それを進めていくという点はやはり私は学ぶべきではないかと思いました。

さて、そこで、具体的に優先レーン、専用レーンの問題に限定して考えましても、光化学スモッグ等を予想いたしました公害対策におきましては、都道府県知事と政令都市の市長が公安委員会に対して要請権がございます。今度の、本年の道交法改正におきまして、歩行者天国とか、あるいは優先レーン、専用レーンについては、道交法上の規定を明確にいたしました。ただ、問題は、この専用レーン、優先レーン等については要請権というものがありません。もちろん、十分相談しようものがあるわけですが、私は、この際、大言を持っていくわけでありませんが、都市の交通については、大都市の市長が相当な発言力を持つための法律的な規定というものも設けるということが必要ではないかと思っています。これはあとで運輸省に、認可その他の問題についても触れてお尋ねをしたいと思いますが、とりあえず警察について、道交法上のそういった都道府県知事、政令都市の市長の要請権というものぐらひは入れることは決して御反対はされないかと私は思うのですが、後藤田さんいかがでしょう。

○後藤田政府委員　まさに、御趣旨のようなことから、今日、交通安全基本法で交通安全の基本計画を立てるところの制度ですが、その安全計画を立てるといふ際には、安全基本法の二十七条に要請する権限を与えてある、こういうことでございまして、いま一点の、公営の場合と同じように、道路交通法のたてまえの上から要請権を与えたらどうかという御趣旨ですが、道路交通法の問題というのは、やはり、そういった交通安全の基本計画の上に立つて、そして技術的な、しかも細部の処置をどう考えていくかという問題に相なる

ては、私は、立法の問題も、御趣旨わからぬわけではありませんけれども、これはやはり法律の問題ではないじゃないか。これは、現実にとりうけ場所にとのくらしいキロ数をつくるかといったような、計画を立てる際の実際の警察行政運営上の処置の問題ではなからうか。したがって、こういう計画は警察だけでやるというよりなことはさらさら考えていないわけなんで、当該大都市の市長なり、あるいは知事なり、さらには地元住民なりと十分な話し合いを遂げた上でやらなければ、とうてい実効を期せられる問題ではない。したがって、私は、運営上は御趣旨の点を十分尊重しながら、円滑な実施をはかつてまいりたい、かように考えております。

もされてまして、地方自治の本旨ということについては十分御理解ある長官だと思つて、敬意を表しているわけですが、どうも、警察庁長官になりますと、やっぱり警察のなわ張りを守ることに御熱心であるようでした、その点は若干残念に思います。しかし、時間のこともありますから、押し問答を繰り返してもしょうがありませんから、そういう意見もあるということを十分尊重をさせていただきたいと思ひます。

実はこれは日経の社説であります。「公営交通の赤字対策を急げ」ということで、幾つかの提言をいたしておりますが、ただいま指摘をいたしました公共輸送機関の優先通行の充実強化が必要だといっている。そういう中で、公営交通のみならず、大都市内その他の公共輸送機関もあるわけではありますが、そういうものの運行ということもスムーズにして、少しでもスピードアップしていくということが必要だということをおぼえています。第二番目には、施設整備に対する国の助成というものを考える必要があるのじゃないかと提言している。それから、料金政策について、交通渋滞によるコストアップ分をすべて利用者に負担させることは問題があるとして、交通渋滞は政

府の政策の不手ぎわが招いたものであって、いわば過疎、過密現象の激化とか——きょうは通産省を呼んでありませんけれども、大いに自動車ばかりをつくり過ぎたということもあるかも知れませんが、まあ、それは別といたしまして、政策の不手ぎわが招いたものだ、したがって、利用者だけにコストアップ分を負担させることは問題だ、より違った形で経費の負担というものを考えるべきじゃないかという意見を提言をいたしておきます。また、運輸省に出されました「総合交通体系に関する答申」を拝見いたしますと、同じような問題に触れておられます。これはたいへんいいことばだと思つたのでありますが、「都市高速鉄道は都市の公共施設としての側面をも有する」ということを書いておられます。まさにそうだと思います。私も、この都市交通に独立採算ばかりを押しつけるということは無理だ、やはり都市になくてはならない公共施設だという認識が必要ではないかと思つておられますが、そういうことを書いておられます。そうして、「国および地方公共団体の財政支出により、資本費の負担を軽減する必要がある」と書いて、独立採算一本やりでは無理だということを書いておられるようであります。それからさらに、「都市高速鉄道の整備は沿線土地所有者、事業所等に多大の便益をもたらすことにかんがみ、これらの間接受益者に対しても、その費用の一部の負担を求めるべき」ではないかというところを書いておられます。やはり、社会的費用を企業者にも負担させるというところを書いておられます。まさにそうではないかと思つておられます。そこで、お尋ねをいたしますが、確かに、二年前、従来の都市高速鉄道、地下鉄に対する助成について再検討いたしました、国が二五％、それから自治体が二五％という形で補助率を大幅に引き上げられました。しかし、建設省も呼んでありますが、少なくとも、県道に対する補助率は三分の二です。国道は四分の三です。そうなりますと、五〇％の負担では、道路に比べて、まだまだ不足ではないのかというふうに私は思います。せつか

くこういうことを書いておられるわけでありまして、から、ただいまのような私の考え方に對して、佐藤政務次官としてどうお考えでありますか。

さらにつけ加えて、地下鉄をつくるのは、大体大都市、百万人以上が必要ではないのかというお考えを運輸省は持つておいてのようです。しかし、私、過級仙仙に参りました、仙仙は人口は百万に足りませんけれども、周辺の地域から仙仙に通ずる方々というものは非常に多いわけですね。それを考えますと、ほぼ百万に近い人口がこの仙仙の都市交通を利用するということになると思います。したがって、いま仙仙でも地下鉄の計画があるわけでありまして、この百万という限度にこだわらぬで、いま申し上げた要素を加味する必要があり、私は思いますが、この点はいかがでしょうか。

さらに、いま私鉄の過疎地帯のバスが問題になっておられます。これに對して運輸省といたしましては援助いたしておるわけでありまして、同じような意味で、公営交通の中でも、同地帯でござり、いろいろ地域住民の要求があるので、やはり採算を度外視してバスを運行させるを得ないというところもあるわけだと思つて、また、軌道につきましても、いまスピードがおそいから赤字だ、しかし、市民の要請で、この軌道についても存続させなければならぬ、という地域もございまして、また、そういう運動が起きているところもございまして、そうならば、路面電車についてもやはり補助の道を開いてもいいのじゃないのか、かように私は思つておられます。

これらの私の考え方に對して、ひとつお考え方を示していただきたいと思います。

○佐藤(孝)政務委員 都市交通全体の問題については、また後ほど運輸省の考え方を申し上げたいと思つておられますが、いまお話のあった地下鉄の問題については、仙仙と同様な札幌がございまして、札幌は百万都市ですが、来月のちよど中ごろ南北線が開通いたします。引き続き札幌市からは東西線の認可申請が出ております。したがって、

仙仙市においても、かような計画があつて、認可申請があつたならば、運輸省としては前向きに検討したい、かように考えております。

過疎バスについては、過疎バスの現在の経営状態から見て、生活路線は、経営について何割が生活路線として必要であらうかという点を考慮して、目下検討中とございまして、全体としては、来年度から都市交通総合施設整備事業団という構想をまとめまして、目下予算要求中とございまして。

○山口(鶴)委員 運輸省の職員名簿を拝見いたしますと、鉄監局というのがあるようであります。それが二つに分かれて、国有鉄道部と民営鉄道部というのに分かれておられて、その民営鉄道部の片すみに公営交通があるというふうな形になっておるようでありまして、いま、あとで公営交通全体に対する考え方でも申し上げたいと次官が申されましたから、そのことにも触れまして、もう少し公営交通というものを運輸省全体が十分配慮する必要があるのじゃないかと私は思つて、いまの運輸省のお考え方はどうか知りませんが、職員名簿等を見ます限りでは、何か、公営交通というものをまづ扱いにしておるのではないかと、公営交通に對する運輸省としての考え方もあるわけ、ただいまの点もお答えをいただきましたかと思つておられます。

○富田説明員 お答え申し上げます。

私も、実は、そういう御趣旨もございまして、今後、都市交通その他について、もっと大きな別の観点から、単に鉄道監督行政というだけでなく、ものを見る必要があるということで、この官房の機能を強化いたしまして、たとえば、私、都市交通を担当いたしておりました、もつぱら都市交通という観点から、相当スタッフをかかえまして、いろいろ検討しているわけでありまして、決して公営交通を重視しているわけではありませんが、今後の仕事といたしましては、確かに、公営企業というものは、都市交通事業そのものが非常に採算が合いくつなっているということから、こ

の経営の中に公営のものがどうしても相当多くなつてざるを得ません。それについては、もちろんそれをどういふふうに採算を合はしていかうかが非常に大きな問題になるという問題意識を持つておられて、今後は十分関係方面と連携をとりまして、この問題に取り組みたいと思つておられます。

○山口(鶴)委員 補助の引き上げのほうはどうですか。

○富田説明員 何せ、去年から補助の制度が変わつたばかりでございますので、われわれもいたしまして、もう少しばらばら経緯を見守りたいと思つておられます。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕

○山口(鶴)委員 経済企画庁におきまして、建設省におきまして、いろいろな構想を発表しておられます。先ほど運輸省の御見解についても触れたわけでありまして、やはりこの開発利益というものを考えなければいけません。そこに公営交通がございました場合に、非常に便益を受ける事業所等について、社会資本をやはり応分分担をさせるべきで、利用者だけに料金の値上げということでは負担を課することは問題ではないかというところを言つておられるわけでありまして、特に、経済企画庁の総合交通体系試案の内容といたしましては、たまたま、日経新聞で発表されたものであります。費用負担と財源調達とを合理的に、交通施設の整備およびその運営費用は社会的費用も含めて考えるべきである。社会的費用を含めた総費用の負担のあり方については利用者交通施設を利用する場合の利用の程度に差があり、その受益が特定しうる場合には受益者負担を原則とすべきである。』といつておられますが、ともかく、そのところで、交通整備については社会的費用の負担も含めて考えるべきだといわれております。そしてまた、国の財政援助の問題についても触れておるわけでありまして、ともあれ、現在の都市交通は深刻な赤字でありまして、これは財政的にいえば、料金の相当な大幅値上げをしなければなら

もならぬ。また、自治省におきましては、鐵田さん心から喜んで、ということじゃないのではありませんけれども、当面、公共交通については料金の値上げをせざるを得ない、また、そういう形でなければ、そこに働く労働者の賃上げも認めぬというような態度をおとりになっておるようであります。先ほど私が引用いたしました社説にもありましたように、とにかく、利用者のみにコストアップの分をもちにかぶせるということはやばりまずいという事は、これは間違いないところだと私は思います。総合交通体系試案を作成されつつあります経済企画庁としては、この公共交通の料金の値上げについては一体どういうお考えでありますか。

それから、少くとも大都市におきましては、公共交通というものは、都市の公共施設としての位置づけも当然考えていい問題だと思えます。そういう面から、現在いろいろな形で国が若干の援助はしております。地下鉄について、あるいは過疎バス等についても問題はあられるわけですが、国の政策のひずみでもって起きてまいりましたこれらの課題に対して、より進んで国が財政援助をすべきだということについては、一体どのようにお考えでございますか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○本部府政委員 先ほど山口委員から、日本経済新聞の記事につきましてお話があったわけですが、わかれわかれ経済企画庁といたしましては、総合交通体系の策定につきまして、ことしの春から各省庁の担当官がひんばんに会議を開きまして、一体となつてその政策づけを進めておるわけでありました。したがって、政府といたしましては、総合交通政策体系の基本的な考え方を申し上げる段階ではないわけでありまして、その総合交通体系の取りまとめは、来年の予算編成くらいまでに政府内部の結論をまとめるために、いま検討中であります。したがって、日本経済新聞の記事の報道につきましては、現在、企画庁で作業中でありまして、その内容がどういふふうな

ことで掲載されたか、わかれわかれ理解に苦しむところでありまして、いま山口先生がおっしゃいましたのは企画庁の案ではないことだけは御理解いただきたいと思います。

先ほど来山口先生がいろいろと御指摘になっておられましたけれども、都市の交通機関のあり方と果たすべき役割りというものをわれわれは十分検討しておるわけでありまして、そうした中にありまして、都市交通の円滑な運行ということをお考えの場合には、若干の運賃の改定ということもやむを得ないのではないかと考えて持つておるわけでありまして、しかし、その場合でも、物価に与える影響を極力考慮いたしまして、最小限のものにしていかねばならぬと考へております。御承知のとおり、たとえば地方自治体の経営しておる公営の交通事業もありまして、また、民間の経営しておるものも多いわけでありまして、その中には、やはり経営の内容におきましてもかなり合理化しなければならぬ問題もあると思ひます。そういう点等も十分配慮していかねばならぬと考へておるわけでありまして、

○山口(鶴)委員 これはまだ作成の過程であつて、正式のものではないというふうなお話がありました。しかし、ここに盛られましたような考へ方は、少なくとも、経企庁の中である程度煮詰まりつつあることだろうと思ひます。コストアップに対する経費をすべて利用者に負担せよというふうなあり方については、少なくとも、そのようなことのないように、すぐれた総合交通体系を確立していただくようにはお願いをしておきます。

さて、そこで、大蔵省の方もおられますからお尋ねしたいのですが、七〇年代の都市問題は、わが国の当面する大きな課題だと思ひます。そういう中で、都市交通の問題、その大きな部分を占める公共交通の問題も、これは決して軽視することのできない、いや、より重視しなければならぬ問題だと思ひます。それが、先ほど来申し上げたよ

うに、規模を考えれば、国鉄の赤字を上回るような深刻な赤字です。これについて、大蔵省としても、万般の施策を各省が要求いたしました場合に、やはり十分な理解を示していただくことが必要ではないかと思ひます。特に、自治省と大蔵省にお尋ねしたいと思ふのですが、路面交通の赤字はバスが返せといつたて全く無理なんでありまして、路面電車の赤字というものはこの際たな上げにして、また、その措置については、大蔵省もふうふう言わないで、すんなりと認めるということぐらいはまずせひやつていただきたいものだと思います。そうしてその利用者へのみコストアップの分をかぶせるということについては、経企庁としてもやはり問題じゃないかと思ひます。経企庁として、とすれば、どのような事業所に社会的費用を持たせるのか、あるいはそのほかに、自治体というものがどのような公共負担をするのかということ等を当然考へなければならぬと思ひます。これらの問題についても、大蔵省としてのお考え方があればひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○鐵田政府委員 路面電車の赤字の問題でございますが、四十五年度末の路面電車事業の累積赤字は四百四十六億圓に達しておるわけでございまして、この点につきましては、軌道撤去の費用、それから財政再建の繰り入れ等につきましまして、一般会計からの援助を行なつておるわけでございすけれども、先ほど申しましたように、再建計画の考へ方といたしましては、バスと路面電車を通じて赤字の再建をはかつていくということをやつてまいりました。ところが、端的に見まして、先ほどから申し上げておりますように、路面バスのはうが赤字が出ておるものですか、バスで黒字を出して路面電車の赤字を消していくということが困難になつております。

そこで、私、率直に申しまして、四十八年には再建計画が完了いたしました時点で、もう一その再建計画が完了いたしました時点で、もう一ぺんいままの路面電車の赤字、まあ、たな上げとい

うことをおつしやつておられるわけでありましてけれども、その問題も含めて、いわば第二次の財政再建といふものを考へざるを得ないというふうに現在考へておるところでございます。

○平井政府委員 路面電車の赤字たな上げの問題につきましましては、ただいま自治省から御答弁がございしたように、四十八年度以降の第二次再建整備計画の問題であらうと存じますので、第二次再建整備計画の一環としてそういう御要求が出ますれば、私どももいたしまして真剣に検討したいと存じます。

また、大都市交通についての社会的費用をある程度企業に負担させるべきではないかという御意見でございますが、この点につきましては、実際問題として、受益者を特定することがなかなかむずかしいという問題もございしますが、たとえば、ニュータウンの場合のように、受益者が限られておるというふうなケースにつきましましては、東京における多摩ニュータウンの例にもございまして、ある程度受益者負担の問題を取り入れていくべきではないかと考へております。

なお、全体として、都市交通に対して国の補助をさらに厚くしていくべきではないかという御意見でございますが、この点につきましては、やはり先ほど来御意見もございしたように、総合交通政策体系の整備を待つて、その中における位置づけを考へながら検討を進めていかなければならぬというふうな私ども考へておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 多摩ニュータウンのような特定されたところは、というところをおつしやいました。たとえば、三十六階の霞ヶ関ビルができました。あれによつてこりむる地下鉄の被害、と言つてはなんですけれども、とにかく、地下鉄が非常にこむわけでありまして、ああいう便利なところへビルを建てるといふことは、ビル自体にとつてはやはり非常な利益だと私は思うのです。ですから、多摩ニュータウン、一般の住民が入居するような、そういうところだけ、特定

しやすいからといって、社会的費用云々というところで、公費負担が公平な感じを私は持たざるを得ません。

時間がありませんから、自分の考えだけ申し上げておきたいと思いますが、最後に、私は、公務員給与の問題について触れたいと思います。

昭和四十六年各都道府県の人事委員会の給与勧告の状況を拝見いたしました。国の人事院の勧告と全く同じというところがあるようであり、一部が若干高いとか、東京では扶養手当が国より若干高いとか、あるいは福井のごとく、通勤手当の一部の限度額が若干高いとか、京都のごとく、扶養手当及び通勤手当の限度額が若干高いとか、徳島のように、通勤手当の限度額が高いとか、いろいろ苦勞をした勧告が出ておるようであり、

実は、私は、佐藤人事院総裁等にも当委員会に来ていただきまして、人事院は国家公務員を対象にして勧告を出す、ところが、地方公務員は国家公務員とは違った環境に勤務していることも考えなければいかぬ、特に、通勤手当のごときは、先ほど来議論のあった大都市交通が曲がりなりにも整備されているところ、それから、バスが一日三回しか通らぬ、どうしてもバイクだとか自動車等を購入しなければ現実に仕事にならぬという

ような地域に勤務しておる諸君、また、そういう諸君の多い地方公務員の場合というものを考えた場合に、人事院の勧告というものは少しも十分ではないのかということを示しましたら、佐藤人事院総裁は、制度上それは無理です、私どもは国家公務員を対象にして勧告をするんです、ただ、御意見は、地方公務員の御意見も十分承っておりまして、地方公務員の御意見も十分承っておりまして、地方公務員の御意見も十分承っておりまして、地方公務員の御意見も十分承

論をいたしました。当時、野田自治大臣だっ

たと思いますが、そういうことならば、人事委員会が大いに地方公務員の実態を考慮して勧告をすることを奨励したらどうか、そうしてまた、そ

う勧告があった場合に、自治体はけちなことを言わぬでこれを実施する、また、自治省の側も、

国の基準より高いからけちなかぬとかいうようなことで、公務員部長さんがやかましく都道府県を指導するようになるとはやめてもらいたい、ということをお願いしたら、当時の野田自治大臣は、私は議事録はききよってきませんでしたが、そういう点は十分配慮いたしましてやりますといううなお答えをいただきました。

今度このような勧告が出ておるわけでありすが、どうでしょう、林さん、やかましいことを地方に言うつもりはないだろうと思いますが、いかがでしょう。

○林(忠)政府委員 これは地方公務員法あるいは警察法、教育公務員特例法で、一応国に準ずるというたてまえにはなっておる。ただ、国に準ずるほか、その地方における民間給与とか、その他のいろいろ書いてありますので、人事委員会としては、それらも考慮して、しかるべくその団体に適した勧告を出しているものと現在考えております。ですから、私のほうも、ただ国に準ずるというところだけでいかぬというのを別に言っておるわけではないのでございます。場合によれば、その地方の民間給与というものは、国全体よりも給与のレベルが低いところもあるというように、長短いろいろあるものでございますから、それらをいろいろ含めて現在のような勧告が出ていると思っております。したがって、現在出ているのは、御指摘のとおり、国と全く同じものが非常に多くござい

ます。しかし、いま先生のおっしゃったような事情を考慮して、一部、通勤手当その他について多少違う数字が出てくるものがあると思っておりますが、これらについて、一々国と同じ額でなければならぬというような指導はしておりません。

○山口(鶴)委員 小山政務次官もおられるのですが、かつて、東京では、実施の時期を人事院とは違つた勧告をされたことがございまして、そのときに、わざわざ自治大臣が東京都知事を呼びまして、いろいろ勧告らしきことをいたしまして、まあ、地方自治法に基づくと、例の国が自治体

に介入する手はおとりにならなかつたようであ

りますが、起債その他について若干意地悪をされたようなことが新聞にも報道されておりました。ですから、ただいまのような林さんのお話からすれば、今後は、実施時期等について違つた勧告を出しても、自治省としてはそうややかましいこととは言われぬというふうに理解してもよろしい

でございますか。

○林(忠)政府委員 時期につきましては、あのときも件もございしましたが、現在でも、国と違つた時期でなければならぬというような地方の特殊事情があるというようなことは、私たちはあまり考えられないのでございます。

○山口(鶴)委員 たぶん、来年は、佐藤人事院総裁も四月実施で勧告をするでしょうから、これ以上議論しても意味がないからやめておきましょう。

最後に、公営企業職員の給与でございますが、まだ昨年の分が解決されていないというところは、私は、これはやはり異常過ぎると思つて、きょうも公営交通の問題について各面から議論をいたしたわけでありまして、自治省としても、従来までの再建計画というものは、財政面だけ縛つても、肝心の大量輸送優先の原則ということ

を言いつても、結局それはなかなか実施をされない。利用者だけにコストアップを負担させるといふことも問題だと言いつても、現実の施策としてはなかなかこれが改善をされていかぬ。こういう中での状況でありますから、したがって、私は、この公営交通の労働者諸君の賃金の問題について、やはり再建計画自体が無理があつた、失敗だつたということこそ素直にお認めいただきまして、そして、公営交通の労働者諸君の給与改定が、昨年の分も、本年の分も、スムーズに実行されますように強く要請をいたしたいと思つ

ます。この問題に対する御見解を承りまして、質問を終わっておきます。

○小山政府委員 公営企業の実態を見ました場合、公営企業の持つ公共性というものに重点を置くか、また、公営企業が法に示されたとおり独立採

算制というものを堅持するか、最近におきます公営企業の事例等を見ました場合、私は、やはり公共性というものにウエイトを置かなければならぬじゃないかというふうに実態については承知をいたしておるわけでございます。しかし、現在、公営企業法のもとにおいて企業を行なっております限りにおいては、やはり法の精神というものは守つていかなければならぬと考えます。したがって、現在、公営企業関係職員の給与の引き上げがかなりおくれおるといふ点につきましては、私どもも、関係団体とひとつよく協議をいたしまして、できるだけ財源措置を講じながら、これらの問題を解決するために、自治省としても積極的に努力をいたしたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 再建計画の変更にあつては、十分各種の実情を考慮いたしまして、ただいまおっしゃつたような趣旨をより一そう生かしていただきまして、弾力的に措置をいたさうに要請をいたしまして、質問を終わっておきたいと思つ

ます。

○大石(八)委員長代理 午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時二十四分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防に関する件について調査を進めます。

川崎市生田において発生したローム層斜面崩壊実験事故に関する問題について、消防庁当局から報告を聴取いたします。降矢消防庁長官。

○降矢政府委員 昨日の十五時三十三分に、川崎市生田緑地公園内の実験場におきまして、がけくずれのため、ここに書いてありますとおり、十五名の死亡者と十名の負傷者を出しました。これは、科学技術庁を中心いたしました政府のローム層斜面崩壊実験の最中に起きた事故でございます。

算制というものを堅持するか、最近におきます公営企業の事例等を見ました場合、私は、やはり公共性というものにウエイトを置かなければならぬじゃないかというふうに実態については承知をいたしておるわけでございます。しかし、現在、公営企業法のもとにおいて企業を行なっております限りにおいては、やはり法の精神というものは守つていかなければならぬと考えます。したがって、現在、公営企業関係職員の給与の引き上げがかなりおくれおるといふ点につきましては、私どもも、関係団体とひとつよく協議をいたしまして、できるだけ財源措置を講じながら、これらの問題を解決するために、自治省としても積極的に努力をいたしたいというふうに考えております。

て、私たち関係者といたしまして、死亡された方々に対して深くおわびを申し上げ、かつ、哀悼の意を表さなければならぬと思っております。

概要でございますが、人工降雨によるがけの崩壊実験を実施中に、突然、長さ百五十メートル、幅三十メートルにわたり、約三百立方メートルの土砂が崩壊いたしました。付近にいました実験関係者、報道関係者等二十四名が被災したわけでございます。

事件が起きますと、直ちに、川崎市の稲田消防署、地元消防団が現場にかけつけまして、救出作業に当たりました。十名を救出いたしました。十五名は死亡したのでございます。その十五名の関係者の所属関係は、科学技術庁が三名、通産省工業技術院の地質調査所の関係でございますが、それが四名、自治省の消防庁消防研究所が一名、報道関係者が四名、その他三名ということになっております。

それから、当日の消防関係の救出活動でございますが、二時三十分には覚知いたしました。直ちに現場にかけつけまして救出作業に当たりました。ここに書いてありますような隊というものを組みまして、合計二百六十八名が出動いたしましたわけでございます。

それからなお、このプリントに書いてございせんが、補足させていただきたいと思ひます。

崩壊実験の概要でございますが、これは、科学技術庁の特別研究促進調整費というものによりまして「ローム台地におけるがけくずれに関する総合研究」というものでございまして、これに参加しました機関は、防災科学技術センター、これは科学技術庁の付属機関でございますが、それから、建設省の土木研究所、通産省の地質調査所、自治省消防庁の消防研究所が参加いたしました。ロームがけの人工降水による崩壊実験を、九日から生田の実験場で行なつてまいりました。

実験の方法は、各種の測定機器を設置された実験斜面に大型の特殊のスプリングラーを用ひまして、実際の降雨に似た散水を行ない、崩壊させて

データを得よう、これによつてローム層に対するがけくずれの防災措置を進めよう、こういうことでございます。これは、四十四年度から三カ年計画で実施されて、本年度は、消防研究所のほうとして、科学技術庁から五百二十八万の配賦を受けております。総額は約二千万の予定で本年度はこの実験を開始いたしました。四月の二十七日及び八日に予備実験をやりました。また、七月の八日、九日に予備実験をやりました。それから、十一月の四、五、六といふものを予備実験に当てました。本実験が九日から十二日までということでありましたが、その半ば、十一日にこういう事故を起こしたということに相なつておるのでございます。

この実験に關しまして、消防研究所の役割りでありまして、各研究所は、それぞれ、科学技術庁から調整費の分配を受けたわけでございます。わが消防庁といたしましては、五百二十八万の本年度の予算の配賦を受けまして、第三研究部の細野主任研究員、第一研究部の菅沼技官がこれに参加したわけでございます。消防庁といたしましては、水理特性に関する研究を受け持つということ、生田の実験場に観測用の井戸を掘さくして、降雨に伴う地下水水面の変化等の観測を行なうということが主たる役割りであつたわけでございます。

以上が事故の概要の報告でございますが、私は、昨晩現場に急行いたしました。まず、第一番に、救出作業がかなり難航しておりました。川崎市の総務局長と打ち合わせをいたしました。二つの池のうちの一つのほうは大体終わりました。が、もう一つの池のほうにおきまして、なおそれをさつて捜索しなければならぬということでございます。つまり、当時、新聞関係の方々あるいは見学者と思われる方々が何人現場に居合せておつたのかということが確認されておりました。ので、したがって、夜を徹して現場の土砂の排出作業を続行いたしました。きのうの十一時過ぎだったと思ひますが、最後の遺体を発見いたしました。

のでございます。

それから、政府といたしまして、昨晩、科学技術庁に事故対策本部を設置いたしました。その事後の処理に当たるといふことにいたしました。ことに、本日、第三者による事故調査委員会というものを総理府に設置いたしました。それは、元東大教授の安芸駿一先生を委員長にいたしました五人の事故調査委員会を設置いたしました。本日第一回の会合をすでに開いておりました。その後現地調査もするというところで、至急にこの原因の究明をするということを始めたいわけでございます。

以上が、事故の概要の報告でございます。

○大野委員長 これにて報告の聴取は終わりました。

○大野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大石八治君。

○大石(八)委員 なるべくなられた方から心からお悔やみを申し上げたいと思ひます。

非常に簡単な質問をするわけですが、こういう実験をやるといふ場合には、一体黙つてやれるのですか。あるいは地元の警察なり、それで、私は警察にも来てもらいたいと思つていますが、警察なり、消防にそういう計画書を出して許可になるというところではないのでしょうか。何か、そういう連絡をしてやる必要があるような種類の仕事のように思ひますが、そういうことはあつたのでしょうか。

○降矢政府委員 この実験は、四十四年から同じ場所で行つておりました。実験のたびに、この生田の緑地公園の事務所には連絡していることは確認いたしました。ただいまこの実験に際しまして、消防署あるいは警察署に事前に常に連絡しておつたかどうかということについては、きのうの段階、いまの段階でもまだ確認しておりませんが、私の想像では、おそらく、この公園事務所に連絡しておる程度で、特に今回に限つて警察あるいは消防署には連絡をしなかつたのではなからう

かというのが私の現在の推測でございます。

と申しますのは、私たちの関係者で、一人、細野技官は何ら生命に別状がなかつたわけでございますが、昨晩現地に私が到着しましてから全然会いません。つまり、警察のほうに事情聴取のために出頭を命ぜられまして、結局全然会えなかつたのでございます。けれども、朝早くから現場検証に立ち会ふことを命ぜられまして、そういう状況で、私自身確かめることができなかったわけでございますが、推測ではそういうことはなかつたかと私は思つております。

○大石(八)委員 山津波になつたようですが、土砂崩壊の実験だと思ひますが、こういうことをやるに、役所がやるにしても、こういう危険な実験をすることについて、どこかで何らかのチェックをするという手続法なり何かというものは全くないわけですか。こういうことは、だれが好きにならうにどこでやってもよろしいということになつてゐるのでしょうか。

○降矢政府委員 私は、いまの段階で、こういう実験について、法律的にどういふ手続を踏んでどうするかというところは承知しておりません。ただ、私たちが、火災の実験あるいは先般の空中消火の実験を埋め立て地でやりまして、東京消防庁のほうからも、万一の場合の消火に備へまして、あのときにはヘリコプターも使いましたし、化学車、それから普通の消防車の出動も求めて実験をやつてゐる次第でございます。

○大石(八)委員 そういう意味でも、事実がどうであつたかということ、連絡があつたのに警察も消防も来なかつたのかという事実が不明でありますからわかりませんが、こういうことはやろうとすればかつてにできるうちに、いまの御答弁だと考えられるわけでありまして、たとへば民間でも、こういうことについて何かくふりたいというふうな場合に、こういう種類の実験というのはいくらチェックも手続もなしでできるというふうになつてゐるとすれば、何か、非常に危険な感じがします。いままでの場合、それぞれの当局の善意

で取り計らってきたのか。その辺、今度の事故を通じて、そういう点に多少どこか抜けているところがあるという感じが私は実はいたしておるわけでありました。これで見ても、急遽やってきて十名ばかり助けたというふうに書いてあるわけでありました。山くずれが起ってから山津波になったようですが、確かにそういう危険があるわけでありました。何か野方図であるというふうに私には考えられますが、その点はどうでしょうか。

○降矢政府委員 政府機関といわず、こういう危険を予想されるわれわれの火災実験にいたしましてもそうでありましたが、それにつきましては、確かに、制度的にそれを事前にどうするということ制度はないと思います。ただ、いま先生御指摘のようない、こういう危険を伴うものについて、何かの意味でチェックするとか、あるいは事前にそれを承知しておいて、一緒になって災害を防止する、安全を確保するための仕組み、こういうものはぜひ必要だろうと私も思っておりますので、その点は至急検討いたしたいと思っております。

○大野委員長 山本弥之助君。
○山本(弥)委員 今回の事故につきましては、現在、全国的に急斜面の崩壊の危険のある箇所はたくさんあるわけでありまして、これらに対しまして適切な対策を早急に講ずるということの必要性があるために、四十四年からこういう実験の計画が行なわれたということは私も十分承知しておりますが、この貴重な実験に、結果におきましては、万全の体制を講じ得なくて、多数の死亡者を出したということは、まことに遺憾に存するわけでありまして、また、犠牲になられた方には心から御冥福を祈るほかはないわけでありました。

そこで長官に、事故発生して間もなくでありますので、簡単に一、二の点について御質問いたしたいと思っております。

第一点は、急斜面のこういった豪雨の際の事故というものは、過去において数多く起こっているわけでありまして、それらの点については、結果

的ではあります。各技術関係官庁において、相互に集まって、その発生原因その他について十分検討されておると私は思うのであります。それらは十分連絡をとって行なわれておったのでございませう。

○降矢政府委員 御指摘のように、建設省の調査では、急傾斜でなくともあるようなところは一万五千方所くらいあるだろうといわれておりますが、いまのような急傾斜の地帯について、防止、安全対策を講ずるということは、御案内のとおり、公共投資の方面で計画を立ててやるということになっております。ただ、具体的場合に、先般、千葉で、いままで一回もなかったような地帯で多数の土砂くずれを起こしまして、犠牲者を出したわけでございます。

私たちのほうは、市町村に對しまして、一つは、大規模的に消防団の方々が地質をある程度承知しておりますので、あなたの方の付近はあふないからということで、水害、豪雨の際には事前に注意を喚起するともに、避難経路と避難場所を早くきめるといことで、最近強力に指導を始めておるわけでございます。ただ、学問的に、と申しますか、行政的に、先般の千葉のような場合にも、それぞれの機関におきまして調査をしておるわけでございます。私たちの側面からいへば、むしろ事前の安全対策ということで、地質と避難と、もう一つは避難場所というものを町村の計画の中に見込んで、それを万一の場合にこうする、こういうことでやっているわけでございます。

○山本(弥)委員 私のお聞きしたいのは、消防の研究所の職員も一人犠牲になったわけでありまして、従来いろいろな個所に起こった事故もあつたわけですね。それらの問題について、消防研究所あるいは科学技術庁関係といったふうにはばらなものでなくて、今回実験をなさいましたらうな、これらに関連のある総合の技術官庁が、千葉の実態の調査をするとか、あるいは図上の調査をするとか、あるいは場合によっては小型の模型

をつくって一応検討を加えるとか、そういうたまたま事前によくやるべきことの連絡を緊密に進めてきて、それで本格的な実験をやろうか、相当規模の大きな実験をやろうかということになるのが順序ではなからうかと思ふのです。そういう事前の調査なり、災害の起きたあとの調査なり、あるいは模型による実験なり、そういうものをなぜ総合的に相協力しておやりにならなかつたか。それをおやりになったのかどうか。その結果大規模な実験をやるのが妥当であるということ

で今回の実験に踏み切ったのか。
先ほどのお話を聞きますと、この実験をやる前に予備実験等も二、三回おやりになったというようないことも聞いたわけですが、それらを含めまして、そういう緊密な体制のもとに、これなら大きな実験をやる場合には、今回発生したような事故の危険防止等の策もとりながら、この程度の実験をやれば万全な実験ができるというようないことを考へて、また、図上調査なり、あるいは小型実験による結果に、同じものがあつたのかどうかという点とにらみ合はせてやって、初めてりっぱな実験が完了するのじゃないかと私は思ふのであります。事前にそういうことをおやりになつていればいいわけですが、それをおやりになつて、なおかつ事故が出たということはやむを得ないということになりますけれども、そういう事前の連絡その他の準備体制が、こういう大型の実験をおやりになる事前に十分にできておつたものかどうか、それをお聞きしたいと思ふ

○降矢政府委員 その点につきましては、この実験を始めたのは四十四年からでございます。四十五年、四十六年と、いわば本実験の準備的な調査並びに研究をやつてきたわけでございます。それは、各省みな一緒になつて、科学技術庁の一つのプロジェクトの中でそれぞれ分担してやつてまいりました。四十六年になりまして、先ほど申し上げました四回の予備実験をやつて、従来の結果を総合して、これでこの研究をまとめる

というところで本実験に入つたわけでございます。○山本(弥)委員 どの省かはつきりいたしませんでしたが、難を免れた方がテレビ放送をしておつたのを私らよと見たのでありますけれども、その方の発言によりまして、危険の発生が予想されていたということ、もう一点は、危険発生の場合の非常避難といふことが、事故防止の措置といふものが、内部では徹底しておつたが、報道関係には十分徹底していなかつたように思うということを言つておるわけですが、その点につきましてお聞かせ願ひたい。

それから、もう一点さらに聞きたいのですが、私も、技術関係は全く何もわからぬわけでありませうけれども、ちやうど土砂がくずれてくる下に防護壁をつくつて、実験の小屋を置いて、その先が池みたになつておるわけですね。そういう、もし予想以上の土砂の崩壊があつた場合、もろに避難を受ける可能性のあるような体制で実験を行なうということが、どうもしろうと考へては納得がいかぬ。また、事故発生の場合に、避難の命令が出ましても、どういふふうな避難するか。話を聞きますと、地形も悪くて、どうもその敏速な行動もとれないというふうなことも話の中に出ておつたように思ひますけれども、これらの点につきましてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○降矢政府委員 第一点の、危険が発生するおそれの予想されておつたという御発言に對してでございますが、この点は、実は、私は少なくともまだ承知しておりません。この点につきましては、実は問題でございます。第三者の専門委員の方々に御調査を願つて、はっきり結論をつけてもらなければならぬという点でございます。それから、その次の避難のやり方でありまして、これも、わが研究員がそういう状態でありませうので、私自身直接確認する機会をいまだに持たないわけでありませうけれども、いま先生の

おっしゃつたようなことで、関係者の間には、レシー

バーを若干用意したり、あるいは笛で合図を知らせるとかというふうな、いわゆる符号的な危険を知らせるようなことがあったやに聞いておりますけれども、この点は私にも少し確認させていたいただきたい、こう思うわけでございます。

それから、第三番目の点は、実は、私も、現場にきのう実際に行ってみたのですが、その物置きといふんです、観測器材を入れておるところの付近が一べんでのまわって、そこにかのカメラマン等がおりまして、それが池のほうに流されておるわけでございます。確かに、土砂くずれのちやうど真下に当たるところでございます。私もそういう意味ではしろうとでございますが、行ってみて、率直にいつて御発言のような気持ちを持ったわけでございます。この点は、やはり、この実験に対する予測といふものをどういうふうにしたのかといふところにございまして、これも、新聞等では、ある程度の距離をとって、だいたいふぶだといふ予測であつたけれども、大量の土砂が流れて、安全なる距離を全部土砂が埋め尽くしたといふようなことでもありますが、この点は、実は、私もまだ確かめる機会を持ちませんので、いまの御指摘の点は、私のほうの研究員によく確かめて御報告させていただきたい、こう思っております。

○山本(弥)委員 最後に、この事故に対する措置ですね。これは当然検討しなければならぬのですが、どういふふうな検討を進められるか。あるいは、犠牲者には万全の措置を講じていただきたいと思つておりますが、この事故の対策、あるいは犠牲者の措置その他について、まだ早々のうちだと思ひますけれども、その点をお聞かせ願ひまして終わります。

○降矢政府委員 一つは、犠牲になられた方々に対する措置であります。きのう科学技術庁に事故対策本部を設けて、そこを中心に至急進めるところにいたしました。その考え方は、科学技術庁長官が御発言になつておられますように、十分遺憾ないようになつたといふ考え方で、この事故対策本部を中心措置をとるといふ、こういう考

え方でございます。

それからもう一つは、この原因が何であつたかといふことは、學術的に究明いたさなければならぬ。総理府に事故の調査委員会といふものを設けて、その先生方によつて事故の原因を徹底的に究明していただくといふことで、この面からの措置をとりまして、先ほど第一回の会議を開き、現地にも行きたい、こういうことでございます。

○大石(八)委員 関連して警察の方にちよつと伺ひたいのですが、消防庁にもちよつと聞いたわけですが、こういう危険な実験をやるという場合に、いまの法制の中では、届け出とか計画を出して許可をもらうとか、そういうことは全くないやうになつてゐるのですか。これはまあ役所だつたわけですが、民間でもこういうことを別に届け出る必要もない、あるいは計画を許可をとる必要もないといふふうになつてゐるのでしょうか。そこをひとつ……

○朝比奈説明員 最初に、今回たぐさんの犠牲者が出たことをたいへん残念に思つております。警察といつたしましては、いろいろな事故を未然に防ぐという立場から、根拠があつたらうとかならうと、危険の予想されるところについては警戒をすべき義務があると存じますけれども、どういふものについて届け出をしなければならぬかといふのは、たとえば道路交通法でございましてとか、個々のものにはございまして、ちよつとこれに該当するようないふものはちよつと覚えておられます。たとえば、演習をやりましてとか、こういうものは逐一通知を受けて、それで住民にも知らせるというところをやつております。また、花火とか、危険の予想されるような行事等につきましては、その主催者と連絡をして必要な警戒をするといふふうなことはやつておりますが、この点については、ちよつと規定その他根拠を思ひ浮かべません。

○大石(八)委員 したがつて、この場合は、この実験をやるということでは、地元の警察には届け出

も何も全くないといふことだったのでしたか。

○朝比奈説明員 私どものほうで、たとへば所轄の警察署員——地元の駐在所、派出所でございませぬ。そのほうでその事情を知つておつたかどうかといふ点まではまだ調べておりません。すけれども、少なくとも、警察庁あるいは警察本部段階では御通知をいただいております。

○大石(八)委員 そうすると、いままでは、こういうことに対する警戒の立場といふのは、察知した場合とか、あるいは届け出があつた場合だけに限られるといふことになるわけですね。ですから、こういうプロジェクトとか計画でこういう大実験をやろうといふことについては、いまの法制の上ではだれにも相談しなくてもできるということになつてゐるわけですか。

○朝比奈説明員 この場合は、専門家の方が計画をされて、大部分の構成員の方が、それに携わつておる人たちが、特定の方たちでございまして、一般の見学者等は少いといふこと。また、万全の対策といふことが、見通しのもとにやられたものであつて、危険が予想されなかつたのではなかつたのではないかとと思ひます。したがつて、御通知がなかつたのではないと思ひますけれども、もし、一般の見学者等がたぐさんここに集集をするといふふうな場合は、当然、警察としてその事情を知つて、現場に配置をするといふやうなことは必要であつたらうと思ひます。今回、そういうこともございまして、御通知がなかつたのではないといふふうに考へます。

○大石(八)委員 もちろん、専門家が計画したものでしょうから、そういう届け出という制度があつても、警察署としては、その計画について文句をつけるとかなんとかといふことは、実際上おそれないと思ひます。しかし、土砂くずれですから、したがつて警戒をする。計画で、こんなものはいかぬとかなんとか、そういう専門的な指図はなかなかできなくても、それについての危険を予知するといふことはあり得る。私は消防庁

のほうにも聞いたのですが、それをだれがしなければならぬかといふことはまだわかりません。警察なのか、消防なのか、その辺よくわかりませんが、かつてにやれるんだという形になつてゐるらしいといふことがいま少しわかつたわけですね。でも、それは何となくうまくないといふ感じが実はしてゐるわけでありまして、先ほど消防庁にもそう申し上げたわけですが、その点、警察のほうから見た場合にどうでしょうか。

○朝比奈説明員 最初にも申し上げましたように、私も、私どもといつたしましては、届け出る義務のあるものであるといふことにはかわらず、たとへば花火大会であるとか、祭礼であるとか、あるいは非常に群衆の殺到するような催しものであるとか、いろいろそういうふうな場合には、極力私どものほうで情報を集めまして、主催者等とも相談をいたしまして、危険のないようなやり方で実施をしていただくといふふうに努力をいたしております。この場合につきましても、もし危険の察知されるような状況がございまして、当然、さうすべきであつたといふふうに思ひますけれども、事前の段階ではそういう状況が感ぜられなかつたのだらうと思ひます。ただ、これから危険の予想されるようなものにつきましては神経質に氣をつけて、事前に警戒の措置をとりたいと思ひます。

○大石(八)委員 気持ちはわかるのですが、知らされなければ知らないで済んじやうといふことにもなると思ひます。あなたが危険といふのは、実験をやる人以外の第三者に危険があると思へるのかも知れませんが、現に、第三者以外に、実験をやる人にも死者が出てゐる。現に十五人という人が死んでゐるわけですね。その救出という問題が出てくるといふふうに私は思ひます。このまま、いよいよ感じなんではしやうかどうか。少しくふるを要するといふ考えはないのでしょうか。○朝比奈説明員 今回の場合は、思ひがけなかつたといふのが、結果的に見ますとこれだけの犠牲者が出たわけでございますので、私もとし

し、いろいろとお話を伺いますという、実態を全部は掌握できないで帰ってこられたような感じを受けるわけでございます。川崎の市役所では全然連絡は受けておりません。あるいは、警察もそのとおりでございますが、何かあったのではないかと、いろいろな感じは受けた、そこで、テレビの報道を見て事件の発生したことがわかった、こういう地元の声があるわけですね。ですから、事故発生後の連絡もまた非常に悪かったんじゃないかと、いろいろに思います。

そこで、先ほど長官の御説明を伺いますという、十五時三十三分に事件は発生したと御報告されました。川崎のほうでは、三十四分に事故の覚知をしたというふうに川崎の消防署では言っておられるようでありまして、ところが、いろいろと新聞やら報道機関を調べてみると、大体二十分ごろに発生しているような記事が多いんですね。ここにも新聞持ってきておられますが、こういうふうに、二十分ごろというんですから、これは少しニュアンスがありますけれども、長官は三十三分と言われた。川崎の消防署では三十四分覚知、こう言っておられる。少し誤差があるように思うのですけれども、この点についてはどうでございますか。まだ確実な内容をここで御報告をいただくことはできませんか。

○降矢政府委員 いま、私は、承知している時間で十五時三十三分と申し上げました。川崎の消防署では三十三分と言っているようにございますが、その点は再確認させていただきたいと思っております。ただ、私たちが、登戸の稲田消防署におきまして、現場に到着をしたときの時間が、現場報として三時四十二分というのをいただいております。先生のほうで地理に詳しいと思いますが、私が参りました一つまり、自動車で行って、それから相当歩いて参らなければなりませんので、いまの三十三分が三十三分かというところは、おそらく大体その近所であろうと思いますが、時間の違うところは再確認をさせていただきたいと思っております。

○小濱委員 朝比奈外勤課長さんにお尋ねしたいのですが、実験の正式な通報は受けなかった、これは私も現地で聞きましたから、よくわかりました。ただ、やることはわかっておった。しかも、くすねの実施日時は、ほんとうはきょう十二日であつたわけですね。ところが、きのうこの事故が発生してしまつた。こういうことで、きょうの事故がやはり防災という観点になれば、消防署もその地域内は常にきくまなく調査をしております。実際にやっておる。警察もこれに携わっておられる。こういうことからして、今度の実験を、正式な報告がなかったからといって、まさかないがしろにしておつたとは思えないわけですね。そういう点で、警戒体制といひますか、どういふ警戒体制をとっておられたか、そういう内容がわかりません。朝比奈説明員 当日は、正式の御通知はありませんでしたので、特別な体制はとっておりませんでした。ただ、警察といふところは、御通知があつてもなくても、もしもという危険が予想されるような場合には、それに対応する適切な配置をとるべきものであり、それによつて、できれば災害の事前防止をはかるし、また、あるいは、一般に累を及ぼすことが少ないように警戒をするというふうなことは当然の義務でございます。

起つたあとでの知恵でございますけれども、事前にこの実験を承知をして、消防その他の関係機関と協力して警戒に当たることができたならば、というふうなことを考えさせられておりました、その意味から、今後とも検討してみたいと思っております。

○小濱委員 課長さん、警戒体制はしておつたのかどうか。幸い警察官には事故はなかつたわけですね。したがつて、警戒体制をしておつたのか、現地のそういう崩壊のときの実況がわかつておる方があるのではないかと思ふわけですね。もし、そういう方がおつたならば、あなた方はまたそういう方の報告を受けておるのではないかと見ておるわけですが、どうでございますか。

○朝比奈説明員 事前にこの計画を承知しております。特別な体制はとっておりません。したがつて、現場に居合わせた警察官もございません。

○小濱委員 これは、報道陣も代表が相当入つておりました。そういう点で、私は、気がつかないか、かつたというふうには受け取れないわけですね。でも、これはやむを得ません。そういうわけで、事故は忘れた時分にやつてくるとよくいわれますが、決して油断があつてはならないと思ふのです。これは不注意というそりも免れないであろうと思ふわけですね。地域内のそういういろいろな諸問題については十分注意を払い、どうか、今後また同じような事故を起こさないようにしていただきたい、こういうふうに思います。

そこで、遺体の問題ですが、これはやはり、消防、警察でたいへんお骨折りをいつもいただいております。この重傷傷者も交えて、高津中央と、登戸の病院と、大貫病院、この三つの病院にそれぞれ収容されたようでございます。それで、遺体は同夜家族に引き渡しをされたというふうになつておるわけですが、中には、遠隔地に住まいがあつて、その引き取り手が来ないという方もありました。それから、お年寄りだけで、おろおろしてどうにもならない人もおつたようでございます。そこで、病院としては、その遺体をいつまでも病院に置いておかれや困るというふうな意見もあつて、その間に入つておる人が非常に困つたという話を伺いました。こういう場合には、どういふふうな対策を講じられていくものなのか、今後のためにもひとつ参考にしたいと思ふので、お答えいただきたいと思ひます。

○降矢政府委員 私が現場に参りました、それから病院に行きました間もなく、遺族の方の御対面がございました。その前後から、遺体の処理については、科学技術庁が中心になりまして、現地で

各省のそれぞれの方々が来ておりますので、至急本省と連絡をして、どこに安置所を設けてどうするか——私はそれが一番妥当なしかたじゃないかと思つたのですが、病院のほうは、いま御指摘のとおり、遺体の検視も終わり、御家族の御対面も終わつて、早く引き取っていただきたいという意向だということも私も聞きまして、そういうことを科学技術庁にも申し上げて、各省ともするようになつていくことで、私のほうは、第三研究部長と予防課長を、その会合があれば出るようにということで、現場の対策本部に残してまいりました。私がこちらに帰りましたのは十二時ちょっと前で、ありましたが、そうしたら、現地から、それぞれ御家族の御意向を聞いたら、引き取りたいという方がありまして、そして順次引き取つていった、こういう報告を受けたのでございます。私は、やはり、いま御指摘のよう、遠くからの御家族の方もおられますので、できれば、近くのお寺さんなり何なりを借りて、とりあへず遺体を安置をするというやり方が穩当ではないかと個人的には思つております。御案内のとおり、全日空事故の際も、あそこで検視が済み次第、遺体を、学校なり何なりを借りまして、早急に安置をして、それから御遺族にお渡ししたという事例もございました。私は、それはそれが妥当じゃないかと思ひました。今回は、御指摘のとおり、御家族の御意向もあつたようでございますので、お引き取り願つたような次第でございます。

○小濱委員 本年は、自衛隊機の追突事故であるとか、「ばんだい号」のこと、それから成田での警察官の殉職、今回また沖縄でも警察官の殉職がございました。こういうことで非常に残念な社会悪をともし出してゐるわけでございますが、今回の場合は国の責任で、研究実験のための犠牲者ですから、これは長官としても、できるだけの補償とその他の扱いをしていかなければならぬことであらうと思ふわけですね。いろいろと事情はございませうけれども、その考え方、決意をひとつ御披露をいただきたいと思ひます。

○降矢政府委員 私としては、当然、御指摘のよりな方向で最善の努力を尽くすべきものというふうに考えております。

○小濱委員 これは長官に要望しておきたいと思いますが、今度の計画を私どもが伺いまして直感的に感じたことは、やはり計画のミスといえますか、甘さがあって、この総合計画ができていない。だが責任者で、それが指揮をとっておいて、そして最後の事後処理はどうなっているのかという点でも織り込んだ実験計画でなければならなかったんじゃないかなと思うわけですが、どこをどう調べても、どうも地元へも連絡がない。あるいはまた、計器小屋の避難訓練もできていない。そして、あつという間に土砂に巻き込まれてしまった。こういうことであつては、今後また反省をきびしくしていかなければ、連続繰り返しになるであろうとわれわれは憂えるわけでございます。そういう点で、これからのいろいろな災害の実験、それから災害については、いつの場合でも、もう消防隊員が先頭に立つて御苦労して下さっておられまして、その御苦労は非常によくわかるわけでありまして、これからのなお努力を重ねていっていただくようになるかと思いますが、再びこういう事故を起こさないようにしていただくための長官の考え、決意を、最後に、特に、要望という点ですが、お願いし、このお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○降矢政府委員 私たちは防災の仕事を担当しております。したがって、どんな場合でも、人命の安全を脅かすというようなことは事前に防止するということが、私たち消防の最大の任務だと心得ておりまして、今回のようなこういう実験におきまして、消防の本来の任務達成に「そう努力いたしたい、こう考えておる次第でございます。」

○小濱委員 終わります。

○大野委員長 上村千一郎君。

○上村委員 一、二点お尋ねをいたしておきたい

と思います。お尋ねをいたす前に、今回のきわめて残念な痛ましい事故の結果おくなりになられた方に対して、ほんとうに御冥福を祈りたいと思うわけでございます。

実は、当委員会が委員が御熱心に御質問なっているのも、この実験というものが、災害の防止を主目的とした実験であらうからと思うのであります。そういう点から考えれば、常に一つの災害関係の防止するという観念が必要である。こういう意味から考えますと、消防庁あるいは警察という方面は、常にそれを、実験を遂行する際に頭に入れておかなければならない。それが、先ほど委員の御質問の中で明らかになってまいりましたように、連絡が欠けておるという点がある。これは、この痛ましい結果というものを頭に入れて、今後慎重な対策を講じなければならぬと思うわけでございますので、そういうような立場に関連しまして、一、二点お尋ねをしていきたいと思

います。先ほど、消防庁長官からもちよつとお話があったかと思いますが、たとえば野火などで、要するに草その他のものを焼くことがある。あるいは都市の内部で、いろいろな、紙その他の燃焼物を相当大規模に焼却するとか、あるいは花火の例などがございまして、そういうようなことが起きる際に、消防署その他警察のほうへ御連絡するということになっておると思いますが、それは行政指導でされておるのか。何か、法的な根拠に基づいて、通知あるいは許可というふうなことになるのか。いま単なる事例を申し上げましたけれども、抽象的に申し上げれば、それに基因して災害が起きるような、危険性を生ずるような諸行為につきまして、たとえ自己の所有に属するものの自損行為でありまして、そのことについて、治安当局なり、あるいは災害防止の責任の当局に對しまして通知をする義務づけがしてあるのか、それとも許可を要する問題になっておるのか、あるいは、単なる行政指導で、そういうよう

な場合には、消防署あるいは警察のほうへ通知をしてほしいという行政指導になっておるのか、そのことにつきまして一応お尋ねをしておきたいと思

います。

○降矢政府委員 御指摘の野火のような場合には、火災予防条例というものを、消防法に基づいて市町村で制定しております。それに従って規制しています。規制しておりますが、一般の例を言いますと、特に、御案内のように、火災警報発令中はこれを禁止をする。それから、そういう場合にも、なお特に野火等の火を使わざるを得ないというふうな事情の場合には、事前に消防署の許可を受ける。こういうふうなことで、市町村では、火の措置について、火災の予防という見地から、そういう規制を、火災予防条例という見地から、基づく条例でやっております。それから、山における火入れその他の点につきましては、やはりこれは森林法に基づきまして、火入れ等の場合にはやはり許可を受けなければならぬというふうな規制をやっております。

ただ、いま御指摘のような実験というふうなケースについては、一般に、許可とか、事前の通知とか、届け出というところはございません。

○上村委員 大体そういうふうな状態だろうと思

います。しからは、私人関係、いわゆる民間人と申しま

しよるか、役所でない方がやる場合の規制、どこかの役所でやる場合、その場合には、要するに何らかの規制措置がどこかにあるのかないのか、その点をひとつお尋ねいたします。

○降矢政府委員 火災予防条例において対象としておる行為は、かりにだれがやろうと、消防の見地から火災が発生しやすいのでございまして、つまり、その点は、役所であらうと何であらうと、つまり、役所のあるプランチがやろうと、事前に許可を受ける、こういうことになっておるわけでございます。

○上村委員 私は、いまの御説明のようだと思うので、と申しますのは、災害に関連し、人命に

関連をするというふうなことは、それが民間であらうが、役所であらうが、それは規制をする意味におきましては同列に扱っていかねければならぬ、こう思ふんです。

そうすると、今回のこの実験の問題でございますが、一つの自損行為と申しましようか、その所有者におきまして承諾をし、そしてそれだけの損壊をするというところでございまして、しかし、少なくともこれだけの規模の状態において、そして危険が発生するということの認識はあつたやうです。というのは、きょう私テレビなど拝見しておりました。今度お気の毒な結果になりました方々がお見えになられた観測所付近、それらは、現在の実験においてはまあ危険はなからうというふうないろいろな御検討をされておったということとは、裏返してみますれば、結局、危険が発生するということの認識は少なくともあつたと思ふのです。そうすると、そういう危険が発生するということやうなものについては、官庁間におきましても、何らかの通知なり、少なくともそういうことをすべきではないか。また、こんな事故が起きたから、今後は必ず迅速にするだろうと私は思ふのです。するだろうと思ふが、通知義務といましようか、あるいは何らかの関連のつく規制というものを法制的に考える。そうすることが、すなわち、施行する当事者もより一そう慎重になってくるというふうな考えられる。私は、こういう実験自身という点も今後やらなくてはならないだろうと思ふが、また、相当慎重におやりになつたということも言えるが、自然というものは、われわれの科学の知識では及ばないいろいろな不測のものを保持しておる。こういうような点からいいますれば、災害防止ということについては、念には念を入れても入れ過ぎたということはない。それは、今回の一つの事故によって大きく教訓を与えられておるものと私は思ふのです。

ですから、今後ひとつ迅速に御検討を賜わりたいとともに、現在の法制上、どこかに規定がある

か、あるいは、単なる行政指導で、そういうよう

な場合には、消防署あるいは警察のほうへ通知を

してほしいという行政指導になっておるのか、そ

のことににつきまして一応お尋ねをしておきたい

と思

かどうかよく知りませんが、通知なり、その他、連絡をしなければならぬというより根拠、あるいは解釈をすべき規定があるのかどうか、あるいは全然そういうものは考えられないのか、これは今後の対策上重要な検討資料になるだろうと思うので、私、その一点をお尋ねをいたしておきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○降矢政府委員 私管所管している法律の中では、消防法を中心に規定がされておまして、こういうような事例について事前に通知をしなければならぬという規定はございません。だから、あと、一般通達のような形態という問題でこれをどういうふうに考えるかということになるかと存じております。

○朝比奈説明員 さだかには覚えておりませんが、けれども、消防法の諸規定なり、あるいは災害関係の規定なり、あるいは爆発物などを取り扱う場合のいろいろな定めの中に、やはり通報しなければならぬというものが幾つかあるだろうというふうに思っております。いまさだかには記憶しておりませんが、ただ、そういう規定の有無にかかわらず、私どもといたしましては、経験的に遭遇いたしましたいろいろな事案の中で、今後も繰り返して起こるおそれがあるというふうなもののにつきましては、できるだけそういうものを事前に掌握をすることによりまして、主催者その他と連絡をして、事故防止に遺憾なきを期してまいりたいというふうに思います。

○上村委員 もう一点だけ。いま私がお尋ねしておるのは、こちらから警察なり消防なりに何も通知しなくても、危険だと思えばやらねばならぬというところで、これは当然だと思いが、もちろんそういうことは一生懸命でやりであらう。また、しなければならぬ、とともに、やる施行者のほうにも、万全を期するよりな状態の法規なり措置なりをしておくことが、やる方がより一そう慎重になるであらう。こういうふうな意味において、きより委員の方々が熱心にお尋ねをしておられる点などを考えて、私は、これは早急に対策その他

を検討しなければならぬと思う。それとともに、当局においてもぜひ検討をさせていただきたい。こういうことを要望しまして、私の質問を終わります。

○大野委員長 次回は、来たる十六日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

昭和四十六年十一月二十五日印刷

昭和四十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A